○職員の職務に係る倫理の保持に関する条例及び職員の職務に係る倫理の保持に関する規則の運用について

（平成13年９月12日岩警第989号）

各　　部　　長
各　所　属　長

職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号。以下「条例」という。）については、第５条及び第６条の規定を除き、平成13年４月１日から施行されているが、職員の職務に係る倫理の保持に関する規則（平成13年岩手県規則第117号。以下「規則」という。）が公布され、平成13年９月15日から施行されることとなった。

ついては、条例及び規則の運用について、次のとおり取り扱うこととしたので、所属の職員に対して趣旨を周知徹底するとともに、職員の職務の相手方となる関係団体や県民に対しても十分に周知を図るなど適切な対応をとるよう特段の配慮をされたい。

記

１　倫理行動基準（規則第２条関係）

「倫理行動基準」は、職員の職務に係る倫理の保持を図るために、職員が行動する際の基本的な規範となるものであり、職員は、常にこの倫理行動基準に照らして、自ら判断し行動しなければならないこと。

なお、職員がこの倫理行動基準により行動するに当たっては、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて、地域における活動や交流に積極的に取り組む」旨の職務遂行に対する姿勢で臨むこととしたものであること。

２　利害関係者の範囲（規則第３条関係）

(1)　「利害関係者」とは、職員がその者と接触することが、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあるものとして、その者との間での行為について一定の制限を加えることが適当であると考えられる者であること。

具体的には、規則第３条第１項各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者であること。

なお、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者が別に定める者及び外国政府又は国際機関等に勤務する者を除くものであること。

(2)　「事業者等」とは、条例第２条第１項第４号に定める者及び同条第２項の規定により、事業者等とみなされる者である。具体的には、次のいずれかに該当する者をいう。

ア　法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体（条例第２条第１項第４号前段）

イ　事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）（同号後段）

ウ　役員、従業員、代理人その他の者が、事業者等の利益のために行為を行う場合には、事業者等とみなされること。（同条第２項）

(3)　「特定個人」とは、規則第３条第１項各号に掲げる事務に関し着手しようとしている個人など、事業者等とみなされる個人を除いた個人をいう。

(4)　各号の事務に係る利害関係者（規則第３条第１項関係）

ア　許認可等をする事務（同項第１号）

(ｱ)　次のいずれかに該当する者

・　許認可等を受けて事業を行っている事業者等
・　許認可等の申請をしている事業者等又は特定個人
・　許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(ｲ)　「許認可等を受けて」行っている事業とは、営利・非営利を問わないものであること。また、この許認可等は、事業を行う際に必要な許認可等というものであ

ること。

(ｳ) 「申請をしようとしていることが明らかである」とは、その事務に携わる者が、通常の判断力をもってすれば認識可能な状態を指すものであること（第２号及び第７号の場合も同様）。

例えば、許認可等の申請書の記入方法や留意事項について相談に来ている場合や事前協議を行っている場合などがこれに当たるものであること。

イ　補助金等を交付する事務（同項第２号）

(ｱ) 次のいずれかに該当する者

・　補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人

・　補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人

・　補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(ｲ) 「補助金等」とは、補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいうものであること。

(ｳ) 県から補助金等の交付を受ける者から直接補助金等の交付を受ける者（いわゆる間接補助事業者）も利害関係者に含まれるものであること。

ウ　立入検査又は監査をする事務（同項第３号）

(ｱ) 立入検査又は監査を受ける事業者等又は特定個人

(ｲ) 「立入検査又は監査」は、法令の規定に基づき行われるものに限る。具体的には、次に掲げる内容のものをいう。

・　「立入検査」とは、行政機関の職員が行政法規の執行を確保するため、監督的立場において、監督を受ける事業者等の営業所、事務所、事業場、工場等に、質問、帳簿書類等の物件の検査、調査等のため立ち入ることをいうものであること。

・　「監査」とは、事務若しくは業務の執行又は財産の状況を検査し、その正否を調べることをいうものであること。

(ｳ) 県の組織内部における立入検査又は監査（以下「検査等」という。）は、県の内部管理の問題であり、ここでいう検査等には該当しないものであること。

(ｴ) 「検査等を受ける」とは、検査等を現に受けている場合や年度の実施計画等により、検査等を行うことが明らかになっている場合など、法令上立入検査等の対象となるべき状態を指すものであること。

エ　不利益処分をする事務（同項第４号）

(ｱ) 不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

(ｲ) 「名あて人」とは、処分の通知書に名あて人として表示されている者のように、処分の相手方として県によって名指しされた者をいうものであること。また、当該不利益処分に係る手続が進行中で、まだ処分が発せられていない者も含まれるものであること。

オ　行政指導をする事務（同項第５号）

(ｱ) 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人。この場合、行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている間に限って、利害関係者となるものであること。

(ｲ) 「行政指導」とは、県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため、特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいうこと。

カ　事業の発達、改善及び調整に関する事務（同項第６号）

(ｱ) 執行機関が、営利を目的とする事業を営む者に対して行う事業行政の相手方となる事業者等

(ｲ)　「事業の発達、改善及び調整に関する事務」とは、規則第３条第１項第１号から第５号に掲げる事務以外で、必要となる事業行政を指し、特定の業種を対象とした制度の創設や振興計画の策定等の事務がこれに当たるものであること。

キ　地方自治法第234条第１項に規定する契約に関する事務（同項第７号）

(ｱ)　次のいずれかに該当する者

・　契約を締結している事業者等又は特定個人

・　契約の申込みをしている事業者等又は特定個人

・　契約の締結をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(ｲ)　「地方自治法第234条第１項に規定する契約」とは、県が締結する売買、賃貸、請負その他の契約をいい、県の収入又は支出の原因となるものであること。

(5)　異動後１年間のみなし規定（同条第２項関係）

職員の現在の職務との関係において利害関係者に該当しない場合であっても、当該職員が過去１年間に在職した職に係る利害関係者については、人事異動後１年間は当該職員の利害関係者であるとみなされること。ただし、当該利害関係にある事務が廃止された場合には、その時点をもって利害関係者ではなくなること。

３　利害関係者との間における行為の禁止等（規則第４条関係）

利害関係者との間における行為については、規則第５条に定める例外を除き、次のような禁止又は制限がされていること。

(1)　金銭、物品又は不動産の贈与の取扱い（同条第１項第１号、第２項第１号、第３項）

ア　利害関係者からは、金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならないこと（第１項第１号）。

イ　対価を支払った場合であっても、時価よりも著しく低い対価をもって購入した場合は、その差額が贈与とみなされること（第３項）。

ウ　職員自らが主催する冠婚葬祭その他の社会慣習上行われる慶事又は弔事において、通常一般の社交の範囲内で受けるもののうち、祝儀、香典又は供花の類に限って受領が認められること（第２項第１号ア）。

(ｱ)　「職員自らが主催する冠婚葬祭」とは、職員の名で案内した家族の婚礼や職員が喪主となった葬儀等をいうものであり、子息や子女が主催した婚礼や親族が喪主となった葬儀等は、この規則の範囲外であること。

(ｲ)　「その他の社会慣習上行われる慶事又は弔事」とは、冠婚葬祭以外のものであって、社会慣習として営まれる伝統的な慶事又は弔事をいうものであること。

エ　広く一般に配布するための宣伝用物品又は記念品を受けることは認められること。例えば、宣伝用のカレンダーや手帳等の物品については、職員に贈与されたとしても、職員と利害関係者との間で特別の関係があるとして、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を受けるおそれが少ないものであることから認められるものであること。このため、こうした物品等の受領に際しては、この趣旨に照らし、慎重に判断した上で受領すること（第２項第１号イ）。

オ　多数の者が出席する式典、総会その他の催物（これに引き続き行われる飲食を伴うパーティーその他の会合を含む。）において贈呈される記念品についても、多数の者の面前で行われることであり、エと同様に県民の疑惑や不信を受けるおそれが少ないものであることから認められるものであること。

この場合の「多数の者が出席する」とは、一定の人数以上の者が集まっていることであり、国家公務員の場合、20人程度以上を目安としているが、禁止行為から除外されている趣旨を踏まえ、地域における式典、総会その他の催物の開催態様により、適切に判断しなければならないこと（第２項第１号ウ）。

(2)　金銭の貸付けの取扱い（同条第１項第２号）

ア　利害関係者が業として金銭の貸付けを行っていない場合には、通常一般の利子を支払う場合であっても、金銭の貸付けを受けることを禁止したものであること。

イ　利害関係者が業として金銭の貸付けを行っている場合には、無利子のもの又は利子の利率が通常に比べて著しく低いものに限って禁止されるものであること。

したがって、銀行等が利害関係者に該当する場合であっても、職員が銀行等から一顧客として住宅ローン等の貸付けを受けることは、当然、認められるものであること。

ウ　「業として行われる」とは、法令の規定に基づき反復継続して行われることを意味し、銀行業、信託業、証券業、貸金業、質屋業等を行っている者が行う貸付けがこれに当たるものであること。

エ　なお、借入先が職員の利害関係者でない場合であっても、利子の利率が通常に比べて著しく低い借入の場合には、その差額が贈与とみなされること。

(3)　物品又は不動産の貸付けの取扱い（同条第１項第３号、第２項第２号、第３項）

ア　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けてはならないこと（第１項第３号）。

イ　「貸付けを受ける」とは、利害関係者から直接物品又は不動産の提供を受ける場合をいうものであり、また、「負担により貸付けを受ける」とは、第三者から物品又は不動産の提供を受け、その貸付けの対価を利害関係者が負担する場合をいうものであること。

ウ　職員が対価を支払って貸付けを受ける場合であっても、その対価が時価よりも著しく低いときは、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされること（第３項）。

エ　職務として利害関係者を訪問した際に、一時的に提供された物品を使用することは認められること（第２項第２号）。

この場合であっても、職務を円滑に遂行する上で必要であり、かつ、軽微又は問題がないと認められる程度の便宜の供与に止まるものであること。例えば、職務遂行上必要となった文房具などの事務用品、電話、ファクシミリ、コピー、ヘルメット又は防護服の借用などが考えられること。

(4)　役務の供与の取扱い（同条第１項第４号、第２項第３号、第３項）

ア　利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けてはならないこと（第１項第４号）。

イ　職員が対価を支払って役務の提供を受ける場合であってもその対価が時価よりも著しく低いときは、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされること（第３項）。

ウ　職務として利害関係者を訪問した際に、提供される自動車を利用することは、次のような場合には認められること（第２項第３号）。

(ｱ)　利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から自動車の利用が相当と認められる場合

(ｲ)　「自動車の利用が相当と認められる場合」とは、

・　他に公共交通機関がなく、利害関係者の自動車に便乗するほかに交通手段がないような場合

・　限られた時間内で用務を遂行するために、自動車での移動が合理的な場合

などが当たるものであること。

(ｳ)　「提供される自動車」が、利害関係者が業務等において日常的に利用しているものであること。したがって、職員の訪問に際し、特に用立てられたハイヤー等は該当しないこと。

(5)　未公開株式の譲受けの取扱い（同条第１項第５号）

ア　利害関係者からの未公開株式の譲受けは、有償、無償を問わず、禁止されること（第１項第５号）。

イ　「未公開株式」とは、証券取引所に上場されておらず、かつ、店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいうものであること。

ウ　未公開株式は、一般の者には入手が困難であり、通常値上がりが期待されるものであることから、職員がこの譲渡を受けることは、利害関係者と職員との間に通常ではない関係が存在するものと外部からみなされ、公正な職務の執行に対する県民

の疑惑や不信を招くおそれのある行為として禁止するものであること。

(6)　供応接待の取扱い（同条第１項第６号、第２項第４号、第２項第５号、第２項第６号）

ア　利害関係者から供応接待を受けてはならないこと（第１項第６号、第２項第４号）。

イ　「供応接待」とは、供応（酒食を提供してもてなすこと）と接待（客をもてなすこと）の両者を包括するものであること。

(ｱ)　供応については、単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為を指すこと。

(ｲ)　接待については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般を指すこと。したがって、温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ、映画・演劇の鑑賞への招待などもこれに該当すること。

ウ　職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けることは認められること（第２項第４号）。

(ｱ)　茶菓の提供は、社会通念として認められる軽微な接遇であり、これを受けることにより、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くことは考えられないこと。

(ｲ)　「その他の会合」には、職務として利害関係者に会うような場合も含まれるものであること。

エ　職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることは、認められること（第２項第５号）。

(ｱ)　これは、出席した会議において、職務の遂行上必要最小限の飲食の提供を認める趣旨であること。

(ｲ)　会議において提供される飲食物には、茶菓のほか、食事時間帯にかかって開催される会議や食事時間帯を挟んで開催される会議において提供される弁当等が典型的なものであること。

(ｳ)　「簡素な飲食物の提供」とは、会議の参加者、態様等によって許容される範囲に差があるが、通常は2,000円から3,000円程度までのものが該当するものであること。

オ　多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受けることは、認められること（第２項第６号）。

(ｱ)　多数の者が出席する式典、総会その他の催物（これに引き続き行われる飲食を伴うパーティーその他の会合を含む。）において、利害関係者から飲食物の提供を受けたとしても、多数の者の面前で行われることであり、(1)のオと同様に県民の疑惑や不信を受けるおそれが少ないものであるから認められるものであること。

(ｲ)　「多数の者が出席する」についても、(1)のオと同様に解釈し、禁止行為から除外されている趣旨を踏まえ、地域における式典、総会その他の催物の開催態様により、適切に判断しなければならないこと。

(7)　利害関係者と共にする飲食の取扱い（同条第１項第７号、第２項第５号、第２項第６号、第２項第７号）

ア　利害関係者と共に飲食をしてはならないこと（第１項第７号）。

イ　(6)のエ及びオの状況では、利害関係者から飲食物の提供を受ける場合も、自己の費用を負担する場合も、共に飲食することは認められるものであること。

ウ　自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食することは、認められること。
　ただし、次のような取扱いであること。

(ｱ)　夜間における飲食であって、かつ、職務として出席した会議その他打ち合わせのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食の場合には、あらかじめその旨を倫理監督職員に届け出ること（第２項第７号）。
　なお、事前の届出が原則であるが、「やむを得ない理由によりあらかじめ届け

出ることができない場合」には、事後速やかな届出も認められること。

・　これは、自己の費用を負担しているとはいえ、利害関係者と共にする飲食を行う場合には、公正な職務の遂行に対する県民の疑惑や不信を招かないよう、飲食を共にする利害関係者である相手方等を倫理監督職員に届け出ることにより明らかにするものである。

　したがって、職員は、届出を出せばあらゆる飲食が許されるものではなく、あくまでも、公正な職務の遂行に対する県民の疑惑や不信を招かないよう行動するという規則第２条の倫理行動基準を踏まえて、自覚ある行動を取らなければならないこと。

・　事後の届出が、例外的に認められるのは、勤務時間外に利害関係者と飲食店で偶然顔を合わせ、同席して飲食をすることになった場合等の物理的に事前の届出が不可能な場合である。

(ｲ)　「夜間における飲食」以外の飲食については、利害関係者と飲食を共にしても、自己の費用を負担する場合、届出等の制限はないものであること（第２項第７号）。

(ｳ)　「職務として出席した会議その他の打ち合わせのための会合の際における」飲食については、自己の費用を負担する場合、届出等の制限がなされないものであること（第２項第５号）。

　これに該当するものとしては、

・　食事時間帯にかかる会議等又は食事時間帯を挟んだ会議において、職員が自己の費用を負担して、利害関係者である他の会議出席者と簡素な飲食を共にする場合

・　会議等の終了後に打上会や反省会等として行われる懇談会等において、自己の費用を負担し、かつ、簡素な飲食である場合

　等が挙げられること。

(ｴ)　多数の者が出席する式典、総会その他の催物においては、自己の費用を負担する場合、届出等の制限がなされないものであること（第２項第６号）。

　これは、(6)のオと同様の趣旨により認められるものであるため、これと同様に禁止行為から除外されている趣旨を踏まえ、地域における式典、総会その他の催物の開催態様により、適切に判断しなければならないこと。

(ｵ)　「自己の費用を負担して」とは、飲食等に要した費用について、請求に基づき自己の費用に相当する分を支払うことであり、いわゆる「割り勘」を指すものである。この場合、利害関係者が一括して支払を行い、この利害関係者からの請求に基づき自己の費用に相当する分を支払うことも含まれるものであること。

　また、「自己の費用を負担して」には、公務上必要なものとして公費から負担した場合も含まれるものであること。

(ｶ)　「簡素な飲食」とは、会議の参加者、態様等によって許容される範囲に差があるが、通常は3,000円から4,000円程度までのものが該当するものであること。したがって、会合の場所や出席者の職位によっては、これを超える金額のものでも認められる場合があること（第２項第７号）。

(ｷ)　届出の手続き等

・　職員は、利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食しようとする場合には、「飲食及びゴルフに関する届出簿」（別記様式第１号）を記載し、倫理監督職員及び倫理監督職員の職務の一部の委任を受けた者（各所属長。以下「倫理監督補助職員」という。）に届け出ること。

　なお、「10　倫理監督職員の責務等」参照のこと。

・　「飲食及びゴルフに関する届出簿」は、各所属ごとに所属する職員分を備え付けておくこと。

(8)　利害関係者と共にする遊技又はゴルフの取扱い（同条第１項第８号、第２項第８号）

ア　利害関係者と共に遊技又はゴルフをしてはならないこと（第１項第８号）。

イ　自己の費用を負担して利害関係者と共にゴルフをすることは、あらかじめその旨を倫理監督職員又は倫理監督補助職員に届け出ることにより認められるが、遊技については、禁止されること。

なお、ゴルフについては、これまで、一般に接待の手段として用いられてきたことなどから、遊技と並び特に規定したものであるが、利害関係者と共に自己の費用を負担して行う場合には、あらかじめその旨を倫理監督職員又は倫理監督補助職員に届け出て、ゴルフを共にする利害関係者等を明らかにすることにより、認められるものであること（第２項第８号）。

したがって、職員は、届出を出せばどのような相手であっても自由にゴルフが許されるものではなく、あくまでも、公正な職務の遂行に対する県民の疑惑や不信を招かないよう行動するという規則第２条の倫理行動規準を踏まえて、自覚ある行動を取らなければならないこと。

(ｱ)　事前の届出が原則であるが、「やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができない場合」には、事後速やかな届出も認められること。

(ｲ)　「遊技」には、麻雀、ポーカー等が該当するものであり、これらは届出により認められる場合がないこと。

(ｳ)　届出の手続き等

・　職員は、利害関係者と共に自己の費用を負担してゴルフをしようとする場合には、「飲食及びゴルフに関する届出簿」（別記様式第１号）を記載し、倫理監督職員又は倫理監督補助職員に届け出ること。

・　「飲食及びゴルフに関する届出簿」は、各所属ごとに所属する職員分を備え付けておくこと。

・　飲食を行う場合の届出用紙と共通であり、飲食の場合とゴルフの場合を別葉にする必要はないこと。

(9)　利害関係者と共にする旅行の取扱い（同条第１項第９号）

ア　職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止されるものである（第１項第９号）。

イ　利害関係者が職員の費用を負担した場合は、第６号の供応接待にも該当する（第１項第６号）。

ウ　公務のための旅行（出張）は、職務遂行上、利害関係者と共に出張する場合もありうることから、除外しているものである。

4　禁止行為の例外等（規則第５条関係）

(1)　「私的な関係」がある場合の取扱い（第１項）

ア　親族関係や幼なじみ等職員となる前からの関係がある者や地域活動を通じて知り合った者等職員の身分にかかわらない関係がある者については、職員の職務と利害関係を有する者になったとしても、引き続きそのような私的関係に基づいた付き合いを行うことはあり得るところである。このような付き合いを利害関係者との間の行為であるとして一切禁止することは、職員の個人的活動に対する過度の侵害となることから、私的な関係に基づく付き合いと認められるものについては、公正な職務の遂行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれのないものに限って、規則第４条第１項の禁止行為の例外として取り扱うものであること（第１項）。

イ　「職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様」について考慮する事項を具体的に挙げると次のとおりであること。

(ｱ)　「職務上の利害関係の状況」とは、例えば、職員が担当する許認可等の申請を現に行っているときのように利害関係の強い状況にあるのか、職員が事業の発達、改善及び調整に関する事務に携わっている場合で、当該事業を行う事業者等との間で具体的な案件が生じていないときのように利害関係の弱い状況にあるかを考慮することをいうこと。

(ｲ)　「私的な関係の経緯及び現在の状況」とは、例えば、学生時代から親しく付き

合いを続けている間柄か、十数年来会っていない疎遠な間柄かを考慮することをいうこと。

(ｳ)　「その行おうとする行為の様態」とは、例えば、高額な祝儀の提供か、あるいは安価な食料品等のおすそ分けかを考慮することをいうこと。

ウ　「私的な関係」とは、職員の身分にかかわらない関係であり、例えば、親戚、幼なじみ、高校・大学等の同級生、同じ町内会等で近所付き合いをしている者などが当たるものであること。

したがって、職員として知り合い職員として付き合っている場合は、「私的な関係」には、該当しないものであること（例：職場の上司・同僚、職務遂行上必要な職員以外のパートナー、職場の OB 等）。

エ　職員が、職務を離れ、一個人としてボランティア活動や NPO 活動などの社会貢献活動、町内会等の自治活動に参加するに当たり、当該活動に利害関係者が参加している場合については、当該利害関係者とは、「私的な関係」があるものとみなし、イの(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)の事項を考慮し対応するものであること。

(2)　倫理監督職員への相談（第２項）

規制の対象とされている行為を行うこと（行為の相手方が私的な関係のある者となるのかどうか等）について、自ら判断できない場合には、倫理監督職員又は倫理監督補助職員に相談し、その指示に従うこと（第２項）。

(3)　特別職地方公務員等に係る特例（第３項）

ア　人事交流等により、県を辞職の上、国や他の地方公共団体の公務員に出向・派遣（以下「派遣」という。）されていた当時の身分にかかわる関係は、派遣先の機関の身分にかかわる関係であり、県職員としての身分にかかわらない関係として、文言上、第５条第１項の「私的な関係」となるが、この場合に接触する相手方が、当該職員が県からの派遣されたであることを認識した上で接触することも考えられるため、派遣により県職員の身分がないことだけでは、「私的な関係」とはみなさず、派遣中の身分は、県職員としての身分と同様に取り扱うこととされたものであること。

イ　県職員の身分を有したまま、県出資法人や市町村等に派遣された場合には、派遣中も県職員としての身分を有しており、派遣中に生じた関係は、「私的な関係」にはならないものであること。

(4)　同じ部局等で勤務した関係のある者又は同じ研修を同時に受けた者の取扱い（第４項）

同じ部局若しくは機関で勤務した関係がある者、県の機関が行った研修や県から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者との間では、そのような者同士が定期的に集まり会食を行うことが一般的に行われており、そのような者の中に利害関係者がいることもありえることであるため、このような場合には、次の要件を備えれば、例外的に届出等をすることなく、利害関係者との飲食ができるものであること。

ア　利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合

イ　自己の費用を負担する場合

5　講演等に関する規制（規則第６条関係）

(1)　利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合には、あらかじめ倫理監督職員の承認を得なければならないこと。ただし、地方公務員法第38条第１項に定める営利企業の従事許可又は教育公務員特例法第21条第１項に定める兼職の承認を受けた場合は、その必要がないこと。

これは、講演等に対する報酬は、一方的な利益の供与ではなく、人的役務に対する報酬であるとはいえ、利害関係者からの金銭の受取りであるため、報酬が内容に比して極めて高額であるなど、不適切な形で行われた場合、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあるため、当該行為の内容を確認する目的で倫理監督職員の承認にかからしめるものであること（第１項）。

ア　「報酬」には、労働の対価である報酬のみならず、交通費等の費用弁償も含まれ

るものであること。したがって、利害関係者からの依頼に応じ、旅費等を利害関係者が負担する出張等にあっても、倫理監督職員の承認が必要であること。

イ　承認を要する「講演等」とは、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて行う講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演をいうものであること。

(2)　倫理監督職員は、講演等に関する報酬に関し、職員の職務の種類又は内容に応じて、職員に参考となるべき基準を定めることとしているが、これは、個々の職員が、講演等の依頼を受けるに当たり、倫理監督職員が承認する額を事前に明らかにしておくことにより、著しく高額な報酬を受けるような講演等の依頼に応じることのないようにするためのものであること（第２項）。

なお、この基準は、各任命権者において、それぞれの実情に合わせて定めることが適当であり、倫理監督職員が職員に対して指導を行う際の基準となるものであることから、倫理監督職員が定めることとされているものであること。

(3)　承認の手続き（第１項）

ア　職員は、利害関係者からの依頼に応じ、報酬を受けて講演等をしようとするときは、「講演等承認申請書」（別記様式第２号）を作成し、倫理監督職員又は倫理監督補助職員に提出すること。

イ　倫理監督職員又は倫理監督補助職員は、条例、規則の趣旨及び倫理監督職員が定める講演等の報酬の基準に照らし、承認又は不承認の判断をし、当該申請書にその旨記載すること。

ウ　倫理監督職員又は倫理監督補助職員は、承認又は不承認の結果を記載した申請書の写しを交付する等により、申請書を提出した職員に結果を示すこと。

エ　倫理監督補助職員において判断が困難な場合は、倫理監督職員に相談すること。

オ　倫理監督補助職員は、承認又は不承認の結果を記載した申請書の写しを倫理監督職員に送付するとともに、申請書の原本を５年間保存すること。

6　倫理監督職員への相談（規則第７条関係）

(1)　職員は、条例及び規則に基づいて行動するに当たり、判断に迷う場合は、あらかじめ倫理監督職員又は倫理監督補助職員に相談をするものとすること。

(2)　相談を受けた倫理監督職員又は倫理監督補助職員は、その相談されている事項が、職員が適用を誤れば、懲戒処分を受ける可能性のあるものであることを十分に認識し、適切な指導に当たらなければならないこと。

なお、倫理監督職員又は倫理監督補助職員には、職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行う責務があること（規則第12条第１号）。

(3)　倫理監督補助職員が判断や対応に困難を来す場合には、倫理監督職員に相談を行うこと。

7　贈与等の報告（規則第８条及び第９条関係）

(1)　管理職員（給与の特別調整額の支給を受ける条例第２条第１項第３号に定める職員等）は、次に掲げる贈与等を受けた際には、任命権者に対し贈与等報告書を提出しなければならないこと（条例第５条、規則第８条第１項）。

ア　事業者等から受けた金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（条例第５条）

イ　利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬（条例第５条、規則第８条第１項第１号）

ウ　利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、現在又は過去の職務に関係する講演等であって、職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬（条例第５条、規則第８条第１項第２号）

(2)　「事業者等」は、条例第２条第１項第４号に規定する事業者等であり、法人その他の団体及び事業を行う個人である。これには、営利、非営利の区別はないこと。また、条例第２条第２項により役員、従業員、代理人その他の者が事業者等の利益の

ためにする行為を行う場合においては、これらの者も事業者等とみなされるものであること。

したがって、事業者等には、利害関係者以外の者も含まれるものであること。

このため、例えば、行きつけの店からの中元や歳暮等の私的な贈与であっても、贈り主が事業者等であれば、ここで規定する贈与等に含まれるものであること（贈り主が事業者等に該当しない純粋に個人の場合には、当該贈与等は、贈与等報告書の対象とはならないものであること。）。

(3) 贈与等報告書の対象となるものは、贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が１件につき５千円を超えるものであること。ただし、対価を支払った場合であっても、時価よりも著しく低い対価をもって購入した場合や時価よりも著しく低い対価をもって貸付けや役務の提供を受けた場合は、その差額が贈与とみなされること（条例第５条、規則第４条第３項）。

(4) 「１件」とは、次の単位とすること（条例第５条）。

ア 財産上の利益の供与又は供応接待を受けた場合にあっては、利益の供与又は供応接待等の行われた単位（例：接待が一次会及び二次会に分かれて行われた場合には、それらは同一の目的に基づく一体の接待であると考えられることからこれを１回の接待として報告書を提出すること。）

イ 人的役務に対する報酬を受けた場合にあっては、報酬の支払単位（例：原稿料については、支払単位に基づき、原稿料の支払いが行われた機会ごとに報告書を提出すること。）

(5) 贈与等により受けた利益の「価額」の算定方法等

ア 職員が当該贈与等の対象となった商品の購入又は役務の提供を受ける際に支払うこととなる額をいい、贈与等が行われた時点における当該贈与等の対象となった商品やサービスの「時価」によるものであること。ただし、実際上、贈与等が行われた時点の時価を把握することは困難な場合もあることから、その場合には、当該贈与等の対象となった商品又はサービスの価額を算定する時点における時価（消費税、サービス料等を含む。）を報告して差し支えないこと。

イ 職員が当該贈与等の対象となった商品又はサービスの価額が、贈与等を受けた時点で明らかでない場合には、次のような方法で価額を推計すること。

(ｱ) 当該贈与等の対象となった商品又はサービスを販売した業者における販売価格からの推定

(ｲ) 商品又はサービスの一般市場価格を参考とし、これに消費税等を加えて推定

(ｳ) 一般市場価格の推定が困難な場合は、類似品や類似規格の商品の一般市場価格を参考として推定

(6) 必要経費等の取扱い

贈与等報告書を提出する意義は、職員がどの事業者等からどのような名目で報酬をいくら受け取ったかを明らかにすることであるため、事業者等から支払われた額を記載することが妥当であり、必要経費や源泉徴収により差し引かれた額も含んで報告すること。

(7) 贈与等報告書の提出の手続（条例第５条）

ア 管理職員は、四半期（１月から３月まで、４月から６月まで、７月から９月まで、10月から12月まで）ごとに受けた贈与等を対象に記載した贈与等報告書（規則第９条に定める別記様式）を翌四半期の初日から14日以内に任命権者に提出するものとする。

イ 具体的な提出先については、次のとおり取扱うものであること。

(ｱ) 提出された贈与等報告書は、倫理監督補助職員がとりまとめ、倫理監督職員を通じて任命権者に提出するものとする。

(ｲ) 提出のあった贈与等報告書の審査及び保存は、警務課において行うこと。

(ｳ) 倫理監督職員及び倫理監督補助職員は、贈与等報告書の提出状況を管理し、贈与等報告書に記載された内容について職員に対し必要な指導及び助言を行うも

のとする。

8　贈与等報告書の保存・閲覧（条例第６条、規則第10条関係）

(1)　贈与等報告書は、任命権者において、提出すべき日の末日の翌日から起算して５年間保存されるものであること（条例第６条第１項）。

(2)　管理職員から提出を受けた贈与等報告書のうち、１件につき２万円を超えるものについては、次の場合を除き、何人も閲覧を請求できること（条例第６条第２項）。ただし、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると任命権者が認めることにつき相当の理由がある事項に係る部分については、閲覧の対象としないこと。

(3)　贈与等報告書の閲覧は、任命権者が指定した場所で、贈与等報告書の提出期限の翌日から60日を経過した翌日から閲覧が可能となること（規則第10条第１項、同条第２項）。

なお、具体的な閲覧場所については、別に定めるものであること。

9　任免権者の責務（規則第11条関係）

(1)　贈与等報告書に関するものとして有する責務は、次のとおりである。

ア　贈与等報告書の受理、審査及び保存（条例第５条、規則第８条、第11条第１号）

イ　贈与等報告書の閲覧の請求のための体制の整備（条例第６条、規則第10条、第11条第１号）

(2)　その他の責務は、次のとおりである。

ア　研修その他の施策により、職員の倫理感のかん養及び保持に努めること（規則第12条）。

イ　職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策を知事に対して報告すること（条例第９条）。

ウ　条例及び規則に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合に概要を公表（職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めた場合）すること（条例第10条）。

エ　職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として利害関係者から除く者を指定すること（規則第３条）。

10　倫理監督職員の責務等（条例第８条、規則第12条関係）

(1)　倫理監督職員の有する責務は、次のとおりである。

ア　職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと（規則第５条第２項、第７条）。

なお、この場合、倫理監督職員は、規則第２条に掲げる倫理行動規準に掲げる、職員の心構えである「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて、・・・地域における活動や交流に積極的に取り組む」ことに配慮し、指導及び助言を行うものであること（規則第12条第１項第１号）。

イ　「講演等承認申請書」を受理・審査して、承認又は不承認の判断をすること。また、当該申請書を５年間保存すること（規則第６条第１項）。

ウ　利害関係者から報酬を受けて行う講演等の報酬額に関し、職員に参考となるべき基準を定めること（規則第６条第２項）。

エ　職員からの相談に応じるだけではなく、より積極的に職員に特定の者との間で県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、必要な指導、助言をすること（規則第12条第１項第２号）。

オ　任命権者を助け、職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと（規則第12条第１項第３号）。

カ　条例又は規則に違反する行為があった場合にその旨を任免権者に報告すること（規則第12条第１項第４号）。

(2)　倫理監督職員の職務の一部を行わせる職員の指定（規則第12条第２項）

職員の職務に係る倫理の保持のため、倫理監督職員は、その指定する職員に職務の

一部を行わせることができること。

ア　職務の一部を行わせる職員の指定及び職務の一部を委任された職員の所掌事務を次のとおり定めるものであること。

(ｱ)　倫理監督補助職員は、各所属長とすること。

(ｲ)　倫理監督補助職員は、次の職務を倫理監督職員から委任を受けるものであること。

・　規則第４条第２項第７号ただし書又は第８号ただし書に規定する届出の受理

・　規則第６条第１項に規定する承認

・　規則第５条第２項又は第７条に規定する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

・　職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

イ　倫理監督補助職員は、倫理監督職員から委任を受けた職務の状況等について次のとおり、倫理監督職員に報告しなければならない。

(ｱ)　倫理監督補助職員は、「飲食及びゴルフに関する届出簿」の届出の状況及び「講演等承認申請書」の承認の状況について、四半期（１～３月、４月～６月、７～９月、10～12月）ごとに、翌四半期の初日から14日以内に、これらの写しを倫理監督職員に報告しなければならない。

(ｲ)　倫理監督補助職員は、自ら管理又は監督する職員が条例又は規則に違反する行為を行った疑いがあると考えるときは、その状況等を速やかに倫理監督職員に報告しなければならない。

ウ　倫理監督補助職員は、「飲食及びゴルフに関する届出簿」及び「講演等承認申請書」の原本を５年間保存するものとする。

11　規則の改正（規則第13条関係）

今回、条例及び規則の制定に当たり、県内の各界の方々からなる「職員倫理条例等制定懇談会」を設置して、県民の意見を聴きながら取り進めたことなどから、今後、この規則のうち利害関係者との接触その他県民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員が遵守すべき事項等の重要な事項について改正の必要が生じた場合には、この例に準じ県民の意見を聴く場を設ける等の必要な設置を講ずるよう定めたものである。